

令和4年7月1日
課名：総務部契約検査課
内線：1383・1384

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者： 住 所 行橋市南泉三丁目21番21号
商号又は名称 (株)オカザキ産業

2 指名停止の期間：
令和4年7月1日から令和4年7月31日まで（1ヶ月間）

3 事実概要：
当該業者は、同社の前代表取締役が、令和4年4月17日付けで変更したが、必要な届出等を行わず、令和4年6月23日に行われた土木課発注の下排水路改良工事（市単独事業 古新地団地1号線）の入札において、偽計を用いて正常な入札業務及び契約を妨害した。

4 指名停止の理由：
行橋市指名停止等措置要綱第3条（指名停止）第1項の別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヶ月間とする。

【指名停止等措置要綱 別表第2（不正又は不誠実な行為）の12の項該当】

措 置 要 件	期 間
12 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関して不正又は不誠実な行為をし、市発注業務に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内